

用語の解説

あ行

音訳ボランティア

本、雑誌、新聞、その他の文章を晴眼者（目の見える人）が視力に障がいを持った人たちの目の代わりに朗読するもの。

か行

ガイドヘルパー

重度の視覚障害者や脳性麻痺などの全身障害者の社会参加を助けるために、外出時の移動を介助する人。

共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う社会のこと。

ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法。

言語聴覚士

言語聴覚士法に定められた資格を有し、音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練やその他の訓練、これらに必要な検査及び助言・指導を行う。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを意思表示することが困難な障がいがある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

高次脳機能障害

病気や事故などの種々な原因で脳が損傷されたために、思考・記憶・行為・言語などに障がいが見られた状態。

さ行

作業療法士

理学療法士及び作業療法士法に定められた資格を有し、身体又は精神障がいのある人に対し、主として応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための助言・指導を行う。

周産期医療

妊娠 22 週以降から生後 7 日（出生当日を 1 日とする）までの期間に胎児、新生児、母体を総合的に管理する医療。

授産施設

一般就労が困難な障がいのある人が福祉的就労の場に入所又は通所し、自立に必要な指導などを受ける施設。従来は、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設などである。障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスにおいては、主に訓練等給付の就労移行支援や就労継続支援、介護給付の施設入所支援に位置づけられる。

手話専任員

聴覚障がい者と健聴者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、所定の講習を受けて手話の技術を習得することにより、社会参加を助ける担い手として手話通訳を行う人。ほかに手話通訳者、手話通訳士など。

障害者週間

平成 16 年 6 月に障害者基本法が改正され、従来あった「障害者の日」（12 月 9 日）が「障害者週間」（12 月 3 日～9 日）に改められた。これを受け、平成 16 年 12 月には障害者施策本部が「障害者週間」の実施について本部決定を行い、「共に生きる社会を作るために～身につけよう心の身だしなみ～」により、障がいについて理解し、日常生活や事業活動の中で配慮や工夫をすることを国民に呼びかけた。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

知的・精神障がいのある人等を中心とした就職及び職場適応に課題を有する障がいのある人の雇用促進及び職業生活の安定を図るために、就職前はもとより、就職後においても個々の障がいの特性を踏まえて、職場等においてきめ細かな就労の支援をする人のこと。

生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病など、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。（1997 年に当時の厚生省により提唱され、従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称）

生活機能評価

生活機能とは、人が生きていくための機能全体のこと、体や精神の働きだけでなく、日常生活動作、家事援助、家庭や社会での役割について、チェックリストと医学的検査で評価をすることを言う。高齢者の介護予防対象者の選定に使用されている。

生活の質（QOL）（Quality Of Life の略）

生活者自身が感じる満足感・安定感・幸福感などを規定する諸要因の質。

成年後見制度

知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の権利や財産を保護するための制度。

第三者評価

社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を当事者である事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。法的には社会福祉法第 78 条において「福祉サービスの質の向上のための措置等」として位置づけられている。

特定疾患治療研究事業

「原因不明、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾患」として調査研究を進めている疾患のうち、公費負担の方法をとらないと原因究明、治療方法の開発等が困難をきたす恐れのある疾患を対象に、医療保険等の自己負担額について公費負担をする事業。

特別支援教育

平成 15 年 3 月に文部科学省の協力者会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言している。

特別支援教育コーディネーター

校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは保護者に対する学校の窓口としてコーディネーター的な役割を担う者。

トライアル雇用

公共職業安定所の紹介により、障がいのある人をトライアル雇用（試行雇用）することで、障がいのある人に関する知識や経験のない事業所に本格的な障がいのある人の雇用に取り組むきっかけ作りを進める事業。この制度は、職業訓練、技能、知識などから就職が困難な求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正な業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としている。

難病

国の定めた「難病対策要綱」によれば、原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病。

難病患者等居宅生活支援事業

従来、福祉施策の対象外となっていた難病患者に対しても、ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具給付の日常生活を支援することにより、難病患者の自立と社会参加を促進する事業。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が十分でない人々が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会を中心に実施されている。

日中活動

障害者自立支援法により、入所施設のサービスを昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分かれ、利用者がサービスの組み合わせを選択することができるようになった。日中活動として、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型＝雇成型、B型＝非雇成型）、地域活動支援センターなどのサービスがある。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(あたりまえ)であるという考え方。

は行

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ハローワーク

ハローワークは、国(厚生労働省)が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。ハローワークでは、求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続などの事務を総合的に行う。障害者雇用についても、その促進を図るため、障がいのある人の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

廃用性症候群

心身の不使用が招く様々な機能の低下を指す。身体的には筋や骨の萎縮や関節拘縮、起立性低血圧などの循環器機能低下等。精神的には意欲の減衰や記憶力低下等。老人の病気やけがによる寝たきり状態の放置や社会交流の途絶から連鎖的に生じて寝たきりの固定化につながることもある。

ピアカウンセリング

同じ障がいをもつ人がカウンセラーとして相談にのったり、様々な自立支援を行うこと。ピア（peer）は「仲間」という意味。

福祉的就労

一般的就労が困難な障がいのある人が、福祉的配慮のもとに授産施設や福祉工場等で工賃を得て働くこと。

補装具

身体に障がいのある人の職業その他日常生活の能率を図ること又は身体に障がいのある児童が将来社会人として独立自活するための素地の育成を目的として、身体の失われた部位、障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し、あるいは補うための用具をいう。

ボランティア

個人が自発的に決意、選択し、人間の持っている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）を特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含まれるようになり、より多義的なものとなっている。

や・ら・わ行

要約筆記奉仕員

主に手話によるコミュニケーション手段を持たない中途失聴者や難聴者のために音声言語を文字化して伝えるなど、文字による情報提供やコミュニケーション支援を行うボランティア。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境をつくらうという考え方。

ライフステージ

乳幼児、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれて死に至るまでのさまざまな過程における生活史上の各段階。

理学療法士

理学療法士法及び作業療法士法に定められた資格を有し、身体に障がいのある人に対し、主として基本的動作能力の回復を図るための助言・指導を行う。

リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がいのある人が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々とともに、普通の生活ができるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組み。

療育

障がいのある子どもの治療と教育（保育）を意味し、具体的には障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身につけ、社会性を発揮させる援助などを行う。

アルファベット

NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

ADHD（注意欠陥／多動性障害）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会活動や学業の機能に支障をきたすもの。

LD（学習障害）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推理する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障害を指すもの。

越前市障害者計画等策定委員会策定委員一覧

(敬称略・順不同)

No.	委嘱区分	氏名	所属等	役職等
1	学識経験者	辻 里昭	(社)武生医師会	医師
2		上嶋 博子	福井県立南越養護学校	教頭
3	福祉サービス事業所	山本与志彦	越前市社会福祉協議会	介護支援課長
4		八田 弘之	たけふ福祉工場	所長
5		恵美 浄文	Cネットワークふくい今立事業所	事業管理者
6		松本 壽江子	サニーワークホーム	施設長
7	団体代表	野村 徳行	越前市身体障害者福祉連合会	副会長
8		土橋 信一	特定非営利活動法人 福井県手をつなぐ育成会	副理事長
9		師田 忠子	越前市民生委員児童委員 協議会連合会	第5地区 協議会長
10		相馬 範士	ガイドヘルパーボランティア グループ マイウェイ	代表
11	市民代表(公募)	今西 祐子	公募市民	
12	福祉・保健行政	松並 利夫	福井県丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	部長
13		本田 忠生	武生公共職業安定所	統括職業指導官
14		向瀬 隆男	越前市地域包括支援センター	高齢者総合 支援専門員
15		友兼 和昭	越前市福祉保健部	部長

委員長 副委員長

〔事務局〕

所属	職名	氏名	所属	職名	氏名
社会福祉課	課長	野村 明嗣	社会福祉課	主幹	蒲 久美子
福祉保健部	政策幹	中村 隆喜		主幹	見延 政和
社会福祉課	副課長	加藤 美津子		主査	佐々木 貴香
	主幹	橘 輝彰		主事	福田 利士行
	主幹	木津 真由美		主事	間所 祐丞

越前市障害者計画等策定委員会ワーキンググループ員一覧

(順不同 敬称略)

	所 属 等	役 職	氏 名
1	越前市今立総合支所市民福祉課	副課長	上杉 徹
2	福井県丹南健康福祉センター	武生福祉保健部 健康増進課 主任	上良 まり子
3	越前市社会福祉協議会	ソーシャルワーカー	牧田 操子
4	越前市福祉保健部社会福祉課	主幹	橋 輝彰
5	越前市福祉保健部長寿福祉課	主幹	山口 由美子
6	越前市福祉保健部児童福祉課	主査	稲荷 ゆりこ
7	越前市福祉保健部健康増進課	理学療法士	渡辺 博子
8	越前市産業経済部商工政策課	主幹	橋本 尚子
9	越前市建設部都市計画課	副課長	西野 茂生
10	越前市教育委員会学校教育課	参事	魚谷 充裕
11	越前市教育委員会生涯学習課	主幹	石動 千晶

グループリーダー

〔事務局〕 越前市福祉保健部社会福祉課

計画策定の経過

年 月 日	内 容 等
平成 20 年 7 月 11 日 (水)	第 1 回 ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定にあたって ・ ワーキンググループの業務担当について ・ ワークショップの概要及び現状・課題の整理について
平成 20 年 7 月 31 日 (木)	第 1 回 障害者計画等策定委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 計画策定にあたって ・ 旧計画等の進捗状況・実績について ・ その他
平成 20 年 7 月から 9 月	ワークショップの開催 (延べ 16 団体)
平成 20 年 8 月 27 日 (水)	第 2 回 ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップの実施結果について (中間報告) ・ 計画の体系案について ・ 分野別施策の現状や課題について
平成 20 年 9 月 18 日 (木)	第 3 回 ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別施策の方向性について ・ 具体的な取り組み施策について
平成 20 年 9 月 30 日 (火)	第 4 回 ワーキンググループ会議
	第 2 回策定委員会提出資料の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の体系案について ・ 分野別施策の現状や課題 施策の方向性について ・ 具体的な取り組み施策について
平成 20 年 10 月 9 日 (木)	第 2 回 障害者計画等策定委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップの開催結果について ・ 計画の体系について (基本理念 基本目標 基本施策等について) ・ 分野別施策の現状や課題 施策の方向性及び施策の展開について
平成 20 年 11 月 6 日 (木)	第 3 回 障害者計画等策定委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の体系について ・ 障害福祉計画 (第 2 期) について ・ 具体的な取り組み施策について ・ 計画の推進について ・ パブリック・コメントの予定について

年 月 日	内 容 等
平成 20 年 11 月 14 日 (水)	第 5 回 ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画・障害福祉計画（第 2 期）の素案について ・ パブリック・コメントについて
平成 20 年 12 月 15 日 (月) ～ 平成 21 年 1 月 8 日 (木)	パブリック・コメントによる計画素案に対する意見の募集 (期間中：4 件受理)
平成 21 年 1 月 16 日 (金)	第 6 回 ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメントの実施結果について ・ 障害者計画・障害福祉計画（第 2 期）の最終案について ・ 計画案の市長提言について
平成 21 年 1 月 22 日 (木)	第 4 回 障害者計画等策定委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメントの実施結果について ・ 障害者計画案・障害福祉計画（第 2 期）の最終案について ・ 計画案の市長提言について
平成 21 年 2 月 19 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画案・障害福祉計画（第 2 期）案の市長への提出
平成 21 年 3 月 19 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市において、障害者計画・障害福祉計画（第 2 期）の決定

越前市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく障害福祉計画(以下これらを「障害者計画等」という。)の案を策定するため、越前市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、関係機関等との連携を図り、計画の策定のために必要な事項を審議するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉関係機関及び市内の福祉関係団体に所属する者

(3) 公募による市民

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から障害者計画等の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員がそれぞれ互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に計画案等の策定に係るワーキンググループ(以下「ワーキング」という。)を置く。

2 ワーキングは、委員会において審議する事項について、あらかじめ検討するほか、委員長が指示する事項を処理する。

3 ワーキングの構成員は、福井県丹南健康福祉センターの職員及び市関係各課の職員をもって充てる。

4 ワーキングにリーダーを置き、ワーキングの構成員が互選する。

5 リーダーは、必要があると認めるときは、ワーキングにその構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月5日から施行する。

(招集等の特例)

2 この要綱の施行後、最初に行われる委員会の招集及び当該委員会で委員長が互選されるまでの間の会議の運営は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

ワークショップの実施結果

実施方法・概要：障害者計画及び障害福祉計画（第2期）の策定にあたり、当事者等の意見を聴き、計画に反映することを目的に、平成20年7月3日（木）から9月3日（水）にかけて、下記の団体等とワークショップを実施しました。ワークショップでは、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、生活支援、生活環境など分野別施策に対し、日頃特に感じていること、悩みや課題、今後、施策として取り組んでもらいたいことなどについて、出席者を中心としたフリートーキング形式で意見交換を行いました。

	団体等名	実施日	出席者数
1	つくし会	7月3日	8名
2	越前市聴覚障害者友の会	7月6日	6名
3	身障者友の会いまだて	7月9日	7名
4	肢体不自由児者協会 エンジェル・キッズ	7月11日	13名
5	福井県立南越養護学校	7月11日	12名
6	あいの里	7月12日	13名
7	越前市身体障害者福祉連合会	7月13日	15名
8	今立町視力障害者協会	7月15日	8名
9	知的発達障害者育成会 福井県手をつなぐ育成会	7月18日	10名
10	わかたけ（授産・地域活動支援センター）	7月18日	19名
11	越前市社会福祉協議会	7月23日	6名
12	小鳩会	7月24日	18名
13	サニークワークホーム	7月24日	16名
14	越前市ひまわり作業所	7月27日	30名
15	こじかの会	7月28日	2名
16	若越みどりの村	9月3日	24名
	合計		207名

ワークショップにおける主な意見（以下、要旨）

1．教育・育成に関すること

- ・地域の特別支援学級の見学会の開催など状況がわかるようになるとよい。
- ・養護学校での実習を増やしてほしい。また、保護者は子供の将来のことを考え、養護学校高等部への進学を大きな選択肢として、よく考えたほうがよい。
- ・同じ学校に障がいのある弟が入学したら、兄がいじめを受けないか気がかりだ。
- ・言葉が出ないので友達や先生との関わりがうまくいくかどうか心配である。
- ・保育園に入園して集団のルールも理解できるようになり、生活にも慣れてきた。
- ・働いているので、子どもを安心して預けられる学童保育を充実してほしい。
- ・教員や保育士さんは、個々の子どもの状態や障がいの特性をもっと理解し、きめ細かな対応をしてほしい。
- ・養護学校や普通学校の長所、短所をわかりやすく説明してほしい。
- ・障がいのある子どもの保育情報を十分に提供してほしい。
- ・保育園に入園したが、休みがちで心配だ。保育料も高いので負担が大きい。

2．雇用・就業に関すること

- ・利用している福祉事業所内でパソコンを使った仕事をして収入を得たい。
- ・自閉症などについて、企業側も障がいの特性を理解して、雇用を進めてほしい。
- ・とにかく仕事の受け入れがない。ハローワークで探しても、身体に障がいのある人に限られている。
- ・養護学校を卒業してしまった後は、誰に頼ればいいのか不安だ。
- ・車椅子を使用するの就労を受け入れてくれる事業所があり、安心した。
- ・高齢になっても仕事がしたいので授産施設で受け入れてもらえるよう、支援してほしい。
- ・授産で得られる工賃が事業所に支払う利用料や実費負担よりも安い。工賃アップを求めてほしい。
- ・市役所も率先して、障がいのある人の雇用に努めてもらいたい。
- ・市などの仕事をもっと福祉的就労事業所に発注してほしい。
- ・仕事があれば希望も湧く。企業の受け皿の拡大に行動したい。
- ・法定雇用率を守らない企業に対して、強く指導してもらいたい。

3．社会参加に関すること

- ・障がいのある子どもと障がいのある大人がもっと交流できるとよい。
- ・身体に障がいのある人が参加できるスポーツが必要だ。
- ・パソコン学習のための講座を開催してほしい。
- ・絵手紙や文化サークルに参加したいので情報がほしい。

- ・障がいのある人が創作した作品を展示できる場所がほしい、また、障がいのある人に見てもらえるように施設のバリアフリー化を併せて進めてほしい。
- ・年々、当事者団体の会員数が減っている。会員を増やすための支援が必要だ。

4．保健・医療に関すること

- ・障がいのある子どもが安心してかかれるよう、総合病院に小児科がほしい。
- ・健診に関して障がいのある子どもが受けやすいような配慮を望む。
- ・理学療法士や作業療法士等、専門のスタッフがいるリハビリテーションセンターをつくらせてほしい。
- ・児童デイサービスを利用するようになり、精神的に楽になった。いろんな経験ができて子どものできるが増えたようだ。
- ・専門の医療機関が福井市に集中しているようだ。市内の医療機関充実を積極的に進めてほしい。
- ・歯科などで診察してもらえる医療機関を探すのがたいへんだ。
- ・精神障がいがあり、精神障害者保健福祉手帳を持っているが、メリットが少ないようだ。

5．生活支援（福祉）に関すること

- ・障害者自立支援法の施行後、経済的な負担が増えた。
- ・ライフステージに合わせたきめ細かな福祉サービスや相談支援を充実してもらいたい。
- ・発達障がいの子もたちが利用できる福祉サービスを充実してほしい。また、金銭面の負担も多く、特別児童扶養手当の支給対象としてほしい。
- ・夏休みや冬休みなど、学校の長期休暇期間中の預かりを充実してほしい。
- ・冠婚葬祭などの際に子どもを預かってもらいたいと考えている。子どもが不安がらずに福祉サービス事業所を利用できるよう、体験的な利用方法も考えてほしい。
- ・施設入所しているが、一時帰宅の際に在宅福祉サービスが受けられない。特に入浴や移動が不便だ。
- ・いろんな福祉サービスがあると思うが、具体的な制度や利用方法がわからないので、説明会を開催するなど、周知をもっと図ってほしい。
- ・障害程度区分の審査で知的障がいのある人は、他の障がいに比べて低く判定されると聞く。そのため、利用できるサービスが制限されないか不安だ。
- ・親亡き後、残された障がいのある人が安心して生活していけるかとても心配だ。
- ・親亡き後に、入所利用ができる施設があればよい。
- ・現在の障害基礎年金額では、生活していく上で余裕がなく、親族に面倒を見てもらえるか不安だ。
- ・利用者側から福祉サービス事業所に対して、どうしても遠慮しがちになってしまう。
- ・グループホームやケアホームなど、障がいのある人の居住の場を計画的に整備してほしい。

- ・身体に障がいのある人や重い障がいのある人のグループホームやケアホームを整備してほしい。
- ・成年後見制度について、よく知りたい。情報をもっと提供してほしい。
- ・身近なところで安心して相談ができるような環境をつくってほしい。
- ・障がいのある人は、それぞれ障がいの状態が違うので、福祉用具について給付補助だけでなく、介護保険制度のようなレンタル的なものも検討してほしい。
- ・療育手帳の判定や更新などの手続きが市内でできるようになると便利だ。
- ・施設を利用しているが、老朽化しているのでできるだけ早く建替えてほしい。
- ・グループホームの整備だけでなく、地域で生活するための健康管理や金銭管理などの総合的な支援を考えてほしい。

6．啓発・広報に関すること

- ・学校での福祉教育を充実してほしい。
- ・障がいのある子どもについて、周りの人にもっと理解を求める啓発活動をしてもらいたい。
- ・自分の障がいについて、周囲に知られると、どのように見られるか不安だ。
- ・障がいのある人、自らが講師となって子どもたちの福祉教育を推進したいと考えているので、そういう機会をつくってほしい。
- ・ガイドヘルパーの養成に力を入れてほしい。

7．生活環境に関すること

- ・地震などの大きな災害が起きた場合に、保護者が必ずしも近くにいるとは限らず、また自身も高齢のため、介助できるほどの体力もない。安全に避難させることができるか大いに心配だ。
- ・買い物に行きたいので、日曜日の運行など市民バス、福祉バスの本数を増やしてほしい。
- ・道路や歩道のバリアフリーの整備の際は、当事者の意見を聞いて使い勝手がよいものにしてほしい。
- ・通所する際の足がなく、不便なので移動手段を考えてほしい。
- ・在宅の障がいのある人にとって、福祉タクシーの利用券はたいへんありがたい。交付枚数を増やしたり、程度の軽い障がいのある人も対象とするなど、もっとサービスを拡充してもらいたい。
- ・ショッピングセンターなどで、障がいのある人等のための専用駐車場に平気で一般車を停めている光景を見かける。心の面のバリアフリーを併せて推進してほしい。
- ・障がいのある人が消費トラブルに巻き込まれないように、未然に講習会などを開催してほしい。
- ・聴覚に障がいがあるが、公共施設に案内表示などで文字情報を充実してほしい。